

金沢市味噌蔵町公民館館則

(名称および所在)

第 1 条 本公民館は、金沢市味噌蔵町公民館（以下「本館」という）と称し、
金沢市兼六元町7番19号に事務所を置く。

(対象区域)

第 2 条 本館は、金沢市立味噌蔵町小学校の通学区域（以下「校下」という）
を対象とする。

(目的)

第 3 条 本館は校下の住民のために日常生活に則する教育、学術および文化
に関する各種事業を行うことによって、住民の教養の向上、健康の増
進、情操の純化を図り以て地域社会の振興に寄与することを目的とす
る。

(事業)

第 4 条 本館は前条の目的達成のため次の事業を行う。

1. 学級、教室の実施
2. 講座、討論会、講習会、実習会、展示会等の開催
3. 図書、記録、模型、資料等の整備とその利用促進
4. 体育、レクリエーション等に関する集会の開催
5. 視聴覚教育に関する各種行事の実施
6. 各種団体および機関等との連絡調整
7. 住民の集会その他公共的な行事のための施設の提供
8. その他、本館の目的達成のため必要な事業

(部制)

第 5 条 前条の事業を行うため本館に次の部を置く。

1. 総務部
2. 文化部
3. 教養部
4. 成人学習部
5. 体育部
6. 視聴覚部
7. 広報部
8. 青少年部
9. 女性部

(役職員・委員・任期)

第 6 条 本館に次の役職員および委員を置く。

- | | |
|-----------|-----------------|
| 1. 館長 | 1名 |
| 2. 副館長 | 若干名 |
| 3. 部長 | 若干名（各部1名） |
| 4. 公民館委員 | 若干名（各町会より1～6名） |
| 5. 主事 | 1名 |
| 6. 事務員 | 1名 |
| 7. 運営審議委員 | 25名以内 |
| 8. 顧問・相談役 | 若干名（必要に応じ館長が委嘱） |
| 9. 会計監査 | 2名 |
- (2) 前項役職員のうち、主事、事務員は常勤とし、他の役職員並びに委員は非常勤とする。
- (3) 本館の館長の任期は2年とし、その他の役職員並びに委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役職員・委員の任務)

- 第 7条 本館の役職員の任務は次のとおりとする。
- (1) 館長は本館を代表し、事業の企画、実施その他必要な館務を統括する。
 - (2) 副館長は館長を補佐し、館長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 部長は部会の合議により、各担当部の活動に関し部員の協力を得て実施計画並びにその実践にあたる。
 - (4) 公民館委員はいずれかの部に所属し、公民館活動を実際に推進しながら、町会で公民館活動の地域への浸透をはかる。
 - (5) 主事は館長の命を受け、事業の実践に必要な事務を担当し記録、保管する。
 - (6) 事務員は主事の補助職員として、本館の事務に従事する。
 - (7) 運営審議委員は館長の諮問に応じ、各種事業の企画・実施状況及びその経理等に関し審議する。
 - (8) 会計監査は本館の会計を監査し、結果を運営審議会に報告する。

(役職員・委員の選出と委嘱・任命)

- 第 8条 役職員の委嘱・任命は次のとおりとする。
- (1) 館長は運営審議会において選考し、審議委員長が教育長に推薦する。
(金沢市公民館設置条例による)
 - (2) 副館長は運営審議会の意見を聞き、館長が委嘱する。
 - (3) 部長は館長が委嘱する。
 - (4) 公民館委員は館長及び各町会で選出し、館長が金沢市教育委員会に推薦する。

- (5) 主事は金沢市教育委員会の許可を得て、館長が任命する。
- (6) 事務員は館長が任命する。
- (7) 運営審議委員は社会教育法第30条の規程に準じ、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から館長が推薦し、金沢市教育委員会が委嘱する。
- (8) 運営審議委員長は運営審議委員の互選により選出する。
- (9) 会計監査は運営審議委員の意見を聞き館長が委嘱する。

(会議)

第 9 条 本館の会議は次のとおりとする。

- (1) 総会は、運営審議委員、公民館委員及び各町会長で構成し、年1回館長が招集し開催する。なお館長が必要と認めた場合は臨時に開催する。
- (2) 運営審議会は、館長が招集し開催する。
ただし、半数以上の審議委員から会議招集の請求があったときは、審議会を開催しなければならない。
運営審議会の議長は運営審議委員長が務め、審議会務を総括する。
- (3) 部長会は館長、副館長、各部長、主事で構成し、館長の招集で毎月定例会を開催する。なお館長が必要と認めた場合は臨時に開催する。
- (4) 館長は必要に応じ、公民館委員会を招集することができる。

(総会の報告事項)

第 10 条

- (1) 事業及び決算報告
- (2) 監査報告
- (3) 役員及び運営審議委員の報告
- (4) 事業計画案及び予算案の提出
- (5) その他

(会議の運営及び承認)

第 11 条

- (1) 総会は承認機関とする。
- (2) 総会は構成員3分の1以上を以って成立する。
- (3) 総会の議長は、構成員の中から選出する。
- (4) 総会の承認は出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長の決するところによる。
- (5) 運営審議会及び部長会は構成員2分の1以上を以って成立する。
- (6) 公民館委員会は構成員3分の1以上を以って成立する。

(7) 各会議に欠席するときは委任状を提出する。

(開館および休館日)

第12条 本館の開館時間は午前9時から午後5時までとする。

ただし、事情によって伸縮することができる。

本館の休館日は次の通りとし、臨時に休館するときは、その都度掲示する。

(1) 土曜日、日曜日、国民の祝日

(2) 年末年始の6日間(12月29日から1月3日まで)

ただし、館長が必要と認めたときは、休館日でも開館することができる。

(使　用)

第13条 第4条第7項の規程により本館を使用するときは、別に定める使用規定に従うこととする。

(資産および経費)

第14条 本館に資産として積立基金を置く。

積立基金に繰り入れる場合および積立基金を処分する場合には、運営審議会の議決を得なければならない。

第15条 本館の経費は、市交付金、地区負担金、その他の収入を以てあてる。

(会計年度)

第16条 本館の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(館則の変更)

第17条 本館の館則を変更するときは、運営審議会の決議を経て、総会に報告する。

付　　則 昭和27年 4月 1日制定

昭和45年10月 1日一部改正(所在地の変更)

平成 9年 4月 1日改正

平成12年 4月 1日一部改正(運営審議会委員の統一)

平成21年 4月 1日一部改正(体育委員の公民館委員への統合)

平成23年 4月 21日一部改正(報告事項の追加等)

平成24年 4月 1日一部改正(休館日の変更)

平成26年 4月 24日一部改正(婦人部の名称変更)

(各部の担当業務)

- | | |
|----------|---|
| 1. 総務部 | 庶務、記録、会計その他部に属さない事項並びに各部の調整 |
| 2. 教養部 | 講演、講座、研究討論会等の開催 |
| 3. 文化部 | 図書整備、閲覧、貸出、読書会その他の文化的行事の開催 |
| 4. 成人学習部 | 校下の成人を対象に成人学級、講習会等の開催 |
| 5. 体育部 | 体育レクリエーション大会、講習会、運動会その他、体育の普及振興、健康の保護増進と健全娯楽の指導 |
| 6. 視聴覚部 | 視聴覚器材により各種行事の記録並びに知識の啓発 |
| 7. 広報部 | 館報の発行、各種調査、情宣活動 |
| 8. 青少年部 | 社会環境の浄化および青少年の非行防止 |
| 9. 女性部 | 女性学級、講演、講習会、その他研究会の開催 |